



平成 18 年 5 月 16 日

各 位

上場会社名

日清紡

代表者名 取締役社長 指 田 禎 一

コード番号 3 1 0 5

問合せ先 常務取締役

経理本部長 鶴 澤 静

T E L 03-5695-8846

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について

当社は、本日開催の当社取締役会において、2006年6月29日に開催予定の当社第163回定時株主総会（以下「本定時株主総会」と称します。）に、以下のとおり当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について付議することを決議しましたので、お知らせします。

当社は、これまで、特定株主等^(注1)の議決権割合^(注2)が20%以上となることを目的とする当社株券等^(注3)の買付行為、又は結果として特定株主等の議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」と称し、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」と称します。）についての対応方針（以下、本プランと称します。）の導入を検討しておりましたが、その導入に際しては、株主の皆様のご意見を広く反映させることが適切であると判断いたしました。そこで、本定時株主総会において本プランを付議するものであります。本議案が承認された場合には、本定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、本プランの導入を決議する予定です。

1. 大規模買付ルール目的

当社取締役会は、大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には当社株主の皆様によってなされるべきものと考えております。その際、株主の皆様にご判断を行っていただくためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担っている当社取締役会から提供される情報及び当該大規模買付行為に対する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが不可欠であると考えております。

当社は、1907年創立以来、常に一貫して、事業の拡大による企業価値の向上に努めてまいりました。その事業内容は、社名のとおりに、紡績業から出発いたしました。紡績・繊維事業で培った製造技術をベースに、その周辺技術の開発と応用を進める一方、既存事業分野と関連したシナジー効果の見込める事業への多角化を行ってきたことにより、大きく発展してまいりました。現在当社グループは、当社、子会社61社及び関連会社21社で構成され、繊維事業、プレーキ製品事業、紙製品事業、化成品事業、エレクトロニクス事業、メカトロニクス事業、不動産事業を主体としております。

当社は、来年2007年に創立100周年を迎えますので、これを機に、グループの企業理念を、

- ①「わたしたちは、世界の人々の快適な生活文化の向上に幅広く貢献します。」
- ②「わたしたちは、企業は公器であるとの考えをもとに、社会や地球環境との調和を図り、公正・誠実な事業活動を行います。」
- ③「わたしたちは、企業価値を高め、21世紀においても存在感のある企業グループであることを目指します。」

と決めました。

当社は、この企業理念に基づき、当社企業価値及び当社株主の皆様の共同の利益の維持・向上のために、さらに努力をしております。そこで、当社では、「経営3ヵ年計画2008」を策定し、今年度から2008年度までの3年間について、業績目標とそれを達成するための経営基本方針及びコーポレート・ガバナンス強化とCSR推進等の全社的推進事項を明確にいたしました。

経営基本方針は、次のとおりであります。

- ① 高い品質競争力を基盤として、高付加価値品・差別化品を継続的に上市する。
- ② リードタイム短縮とクイックレスポンスによるCSファーストを徹底する。
- ③ 他社とのコラボレーション（協業）を促進する。
- ④ 海外展開を拡大し、適地生産・適地販売を加速する。
- ⑤ 友好的なM&Aを推進する。
- ⑥ 収益改善の見込みのない事業の整理・撤退を行う。

コーポレート・ガバナンス強化策は、次のとおりであります。

- ① 取締役数を削減して取締役会をスリム化し、経営戦略・方針の意思決定を迅速化する。
- ② 社外取締役制を導入し、経営の透明性向上を図る。
- ③ 執行役員制を導入し、業務執行における意思決定を迅速化する。

CSR推進策は、次のとおりであります。

- ① 社長直属のCSR推進センターを新設し、グループ全体のCSR活動・内部統制を強化する。
- ② 企業の社会的責任（CSR）を果たし、企業価値の増大を図る。
- ③ リスクマネジメントを通じ、企業価値の持続的な向上を図る。
- ④ 内部統制を強化し、ステイクホルダーの期待に沿う経営を行う。

以上の方針に基づいた「経営3ヵ年計画2008」の推進は、当社のステイクホルダーの皆様にもたらすものと考えておりますが、そのためには、中長期的な観点から安定的に事業経営を行うことが必須であると考えます。また、これらの方針の実行には、当社が永年に亘り築きあげてきた、お客様、お取引先様、従業員、地域社会などとの良好な関係が維持されることが必要であり、当社の企業価値を向上させるには、当社グループの各事業の特性を十分理解した上で、事業運営を行うことが不可欠であります。

大規模買付行為については、濫用的な買収行為を未然に防ぐことはもとより、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価するに際しても、大規模買付者から一方的に提供される情報だけではなく、当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する評価・意見等が、適切に提供されることが極めて重要になるものと考えております。

以上の考えに基づき、当社取締役会は、大規模買付行為に際して、株主の皆様に対して必要かつ十分な情報が提供されるよう、以下のとおり、大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」と称します。）を定めることといたしました。大規模買付ルールは、株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報を提供するものであり、当社株主の皆様のご共同の利益に資するものであると考えます。

当社取締役会は、大規模買付者に対してこの大規模買付ルールの遵守を求め、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、又は大規模買付ルールに則っていたとしても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすような場合には、当社取締役会がその時点で適切と考える一定の措置を講じることができるものとします。

2. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールは、大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価検討を行うための期間を設け、かかる期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるというものです。

大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

(1) 大規模買付者に対する情報提供の要請

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、株主の皆様の判断及び当社取締役会の評価検討のために必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」と称します。）を提供していただきます。

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容及び態様等によって異なるため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、先ず当社宛に、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の「意向表明書」をご提出いただくこととします。意向表明書には、①大規模買付者の名称、②住所、③設立準拠法、④代表者の氏名、⑤国内連絡先、⑥大規模買付行為の概要及び⑦大規模買付ルールを遵守する旨の誓約を記載していただきます。

当社は、この意向表明書の受領後5営業日以内に、当初提出していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。尚、当初提出していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合には、追加的に情報を提供していただくことがあります。また、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提出された大規模買付情報は、当社取締役会が適切と判断する時点で、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、その全部又は一部を公表いたします。

尚、大規模買付情報のリストの一部は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループの概要、経歴、属性等
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容
- ③ 大規模買付行為に際しての、第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容（議決権の行使、取得した株式の売却に関する意思連絡等を含みます。）
- ④ 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
- ⑤ 大規模買付者に対する買付資金の提供者の名称、その他の概要・属性
- ⑥ 大規模買付行為完了後に意図する、当社及び当社グループの経営方針・経営理念、及び事業計画、資本政策
- ⑦ 大規模買付行為完了後に意図する、当社及び当社グループの企業価値を持続的且つ安定的に向上させるための施策、並びに当該施策が当社及び当社グループの企業価値を向上させることの根拠
- ⑧ 大規模買付行為完了後に意図する、当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係者に関する変更の有無及びその内容
- ⑨ その他大規模買付行為の妥当性、適法性等を判断するために当社取締役会が必要と考える情報

(2) 当社取締役会による評価・検討

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後、評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための相当な期間（以下、「取締役会評価期間」と称します。）が確保されるべきものと考えており、大規模買付手法の態様により以下の①、或いは②に掲げる期間を設定いたします。

- ① 対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合には 60 日間
- ② 上記以外の大規模買付行為の場合は90日間

取締役会評価期間中、当社取締役会は、適宜必要に応じて外部専門家及び有識者等の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとし、

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、当社企業価値及び当社株主の皆様との共同の利益の維持・向上を目的として、新株予約権の発行等、法令及び当社定款が取締役会の権限として認める措置（以下、「対抗措置」といいます。）を講じることがあります。具体的な対抗措置につきましては、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。

尚、株主割当により新株予約権を発行する場合の要領は以下のとおりです。

- ① 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。
- ② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は0.75株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
- ③ 発行する新株予約権の総数
新株予約権の割当総数は、2億1千万個を上限として、当社取締役会が定める数とする。
- ④ 新株予約権の発行価額
無償とする。
- ⑤ 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額
新株予約権1個につき1円以上で、当社取締役会が定める額とする。
- ⑥ 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
- ⑦ 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、行使条件（大規模買付者を含む特定株主等は当該新株予約権の譲渡は出来るが、行使はできないものとする等）、消却事由及び消却条件その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の

提示、株主の皆様への説得を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見及び代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社企業価値及び当社株主の皆様のご共同の利益を著しく損なう等、当社に回復し難い損害をもたらすと判断される場合には、当社取締役会は、上記3. (1)に記載のとおり対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下の①乃至⑥の類型に該当すると認められる場合には、原則として、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすような場合に該当するものと考えます。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で当社の株式の買収を行っているとは判断される場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株式の買収を行っているとは判断される場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社の株式の買収を行っているとは判断される場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいう）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（但し、部分的公開買付であることをもって当然にこれに該当するものではない）
- ⑥ その他、①乃至⑤に準じる場合で、当社の企業価値及び当社株主の皆様のご共同の利益を毀損し、当社に回復し難い損害をもたらすと合理的な根拠をもって判断される場合

4. 対抗措置の公正さを担保するための手続

(1) 企業価値委員会の設置

大規模買付ルールに則って一連の手続の進行が行われたか否か、並びに大規模買付ルールが遵守された場合であっても当社企業価値及び当社株主の皆様のご共同の利益の維持・向上のために適切と考える一定の対抗措置を執るか否かについては、当社取締役会が最終的判断を行うことから、その判断の合理性、公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、企業価値委員会を設置いたします。企業価値委員会の委員は、社外取締役と社外監査役で構成されることにいたします。

(2) 対抗措置を発動する場合の手続

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正さを担保するために、以下の手続を経ることとします。

先ず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、企業価値委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問します。企業価値委員会は、この諮問に対して、対抗措置の発動が、当社企業価値及び当社株主の皆様のご共同の利益の維持・向上のために、真に資するものであるか否かという観点に基づき、検討を行います。その検討に当たり、企業価値委員会は、適宜必要に応じ、当社の費用負

担により、当社取締役会が助言を受けた者とは異なる外部専門家及び有識者等の助言を受けることができるものとします。企業価値委員会が、当社取締役会に対し対抗措置の発動の是非について勧告を行うにあたっては、特段の事情が無い限り、委員全員の出席のもとで、その最終的な決定を行います。当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、取締役会決議により行いますが、対抗措置を発動するか否かの判断に際しては、企業価値委員会の勧告を最大限尊重いたします。

5. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、適用ある法令及び証券取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。

当社取締役会は、上記対抗措置の発動時には、株主及び投資家の皆様が法的権利、又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。但し、大規模買付者については、当該対抗措置が講じられた場合、結果的に法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反して大規模買付行為を行うことがないように予め注意を喚起するものです。

(2) 新株予約権の発行に伴い株主及び投資家の皆様に必要となる手続

当社取締役会にて、対抗措置として新株予約権の発行を決議した場合には、割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿、又は実質株主名簿に記載、又は記録された株主に新株予約権が割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、速やかに株式の名義変更手続を行っていただくとともに、これに伴う新株予約権の申込の手続、行使の手続等を行っていただく必要があります。

上記の手続にかかる具体的な方法の詳細は、新株予約権発行決議が行われた後、株主の皆様に対して、公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

6. その他

- 1) 本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において本プランの導入を決議してから、2009年6月に開催予定の当社定時株主総会終了までの3年間とします。本プランの有効期間中であっても、関係法令改正や証券取引所その他の公的機関の動向等により本プランの基本的な部分に変更・見直し等が必要な場合は、取締役会決議にて用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替え運用いたしますが、直近の定時株主総会に付議し株主の皆様のご承認を得ることとします。また、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で本プランは廃止されることとなります。
- 2) 当社は、本日開催の当社取締役会において、本定時株主総会に取締役員数の削減と取締役の任期を1年とする定款変更議案及び社外取締役の選任議案を提出することを決議いたしました。これらの議案が本定時株主総会でご承認いただけた場合には、本定時株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会で、本プランの導入決議と社外取締役及び社外監査役からなる企業価値委員会を設置いたします。

以上

(注1) 特定株主等とは、当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）並びに当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

(注2) 議決権割合とは、特定株主等の具体的な買付方法に応じて

①特定株主等が当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）又は、

②特定株主等が当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3) 株券等とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。